

宮城県被災建築物応急危険度判定士登録申請書

地震により被害を受けた建築物の応急的な危険度の判定を行う「宮城県被災建築物応急危険度判定士」の登録を受けたいので、宮城県被災建築物応急危険度判定士登録要綱第3第1項の規定により申請します。

また、円滑な判定実施のために登録事項を市町村及び知事が必要と認めた者へ提供することに同意します。

年 月 日

宮城県知事殿

〒
申請者 住所
氏名
電話 ()

生年月日	年 月 日生	性別	男・女	
登録資格	建築士免許	1級・2級・木造	登録年月日 年 月 日 登録番号()第 号	
	その他			
連絡先	参集要請連絡先	固定電話 ()	自宅・その他()	
		携帯電話 ()		
		メールアドレス	携帯・その他()	
	勤務先	名称		
		所在地 〒		
その他	電話 ()	ファクシミリ ()		
新規申請 <input type="checkbox"/>	講習会受講番号	年度	—	
更新申請 <input type="checkbox"/>	現在の応急危険度判定士登録年月日及び登録番号	年 月 日	第 号	
(いずれかを☑する)				
所属団体 (該当を○で囲む) ※複数該当も可	・宮城県建築士会 ・宮城県建築士事務所協会 ・日本建築家協会(JIA) ・日本建築構造技術者協会(JSCA) ・宮城県建設業協会 ・宮城県建設職組合連合会 ・みやぎ中小建設業協会 ・宮城県優良住宅協会 ・その他()			
応急危険度判定業務の経験	過去に応急危険度判定業務を行ったことが ・有ります。(年 地震) ・有りません。			

- 1 写真2枚(縦3cm×横2.4cm、無帽正面、上半身、無背景、6か月以内の撮影)の裏面に氏名を記入し、1枚は申請書に貼付け、もう1枚は添付して提出してください。
- 2 新規申請時は**建築士免許証の写し**を添付してください。(更新申請時は不要です)
- 3 建築士以外の資格で登録する場合は、「その他」欄に「資格名・登録年月日・登録番号」等を記入し、それを証する書類の写しを添付してください。
- 4 新規申請は講習会受講番号、更新申請は現在の登録番号を記入してください。

写真貼付欄

縦3cm×横2.4cm
6か月以内、無帽
正面、上半身
裏面に氏名記入

申請書の記入について

○「写真」について（縦3.0cm×横2.4cm、無帽正面、上半身、無背景、6ヶ月以内の撮影）

写真は**2枚必要**です。裏面に氏名を記入し、1枚は申請書右下の写真貼付欄にのり付けし、もう1枚は申請書にクリップ止め等で添付して提出してください。

○「登録資格」欄について

「建築士免許」または「その他」のいずれかの欄に必要な事項を記入し、**登録資格を証する書類の写し**を添付してください。更新登録の方は、現在該当する登録資格で記入してください。

記入欄	登録資格	記入事項	添付書類
建築士免許	一級、二級、木造建築士	級別を○で囲む 登録年月日 登録番号	建築士免許証の写し
その他	建築基準適合判定資格者	登録年月日 登録番号	建築基準適合判定資格者登録証の写し
	特定建築物調査員	認定年月日 認定番号	特定建築物調査員資格者証の写し
	一級、二級、木造建築士試験合格者（試験合格後、建築士の免許登録をしていない方）	合格年月日 受験番号（一級） 合格番号（二級、木造）	合格通知書（はがき）の写し
	建築行政実務経験者	実務経験年数（3年以上）	実務経験を証する書類（※1）

※1 「実務経験を証する書類」は、参考様式として「宮城県被災建築物応急危険度判定士実務経験証明書」を県建築宅地課ホームページに掲載しています。

（問合せ先：県建築宅地課企画調査班 022-211-3245）

○「連絡先」について

地震発生後は停電や電話の不通等により、判定士への連絡が付きにくくなるため、携帯電話や勤務先の電話番号等、複数の連絡先登録に御協力ください。それ以外の連絡先はその他にご記入ください。

○「所属団体」欄について

主な建築関係団体名を記載していますので、所属する団体名（勤務先が所属している場合も含む）を○で囲んでください（複数も可）。一覧に無い場合は、その他（ ）に記入してください。団体名の記入は略称で構いませんが、類似団体と区別できるようお願いします。

○「応急危険度判定業務の経験」欄について

過去に応急危険度判定業務を実際に行ったことが有る方は、「・有ります」に○印を付け、（ ）内に「〇〇年〇〇地震」と記入してください。

★「登録事項の提供」について

申請書の記載事項は「宮城県被災建築物応急危険度判定士登録名簿」に記載されます。応急危険度判定は県・市町村・民間の建築関係団体等が協力して実施されますが、円滑な判定実施のために、登録名簿を市町村及び知事が必要と認めた者へ提供する場合があります。申請書の提出は、その登録事項の提供への同意ともなりますので、予め御了承いただきますようお願いいたします。

なお、登録事項は応急危険度判定活動に関する事以外には使用しません。

※申請書の注意事項を確認のうえ記入をお願いします。